

定 款

一般社団法人北海道大学山とスキーの会

2023年12月5日認証

清野きわ司法書士事務所

〒001-0023 札幌市北区北23条西5丁目2番33号
フラワービル4階

TEL 011-758-1262 FAX 011-758-1261

一般社団法人北海道大学山とスキーの会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北海道大学山とスキーの会と称する。

(目的)

第2条 当法人の目的を次の各号に定める。

- (1) 会員相互の親睦を図る。
- (2) 会員のスキー及びスキー登山技術の向上を図り、一般への山スキーの普及に努める。
- (3) 北海道大学体育会山スキー部の活動を支援し、その発展を図る。

(事業)

第3条 当法人は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 当法人が所有するシルバーロッジの運営
- (2) 機関誌の発行
- (3) 会員主催の山行
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(事務所)

第5条 当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 当法人に会員を置き、その会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 会員は社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、事前に当法人に対して届出をするものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 総会員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、必要がある場合には臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、業務執行理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び社員総会において選任された理事1名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を業務執行理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずる者として当該理事と財務省令で定める特殊の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行するとともに、会務を総理する。
- 3 業務執行理事は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。

- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事に法令や定款に違反する行為が認められる場合には、理事会等で改善を請求することができる。

(役員の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任はこれを妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、業務執行理事がこれを招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、業務執行理事がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第32条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還をするときは、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとし、基金の返還を行う場所その他の必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及びその附属明細書
 - (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第39条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	森 康 丸谷 聖一 三代 隆博
設立時代表理事	北海道北広島市北進町一丁目5番地1 ロイヤルシャトーS-1105 森 康
設立時監事	福島 裕之

(設立時社員の氏名及び住所)

第40条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

北海道北広島市北進町一丁目5番地1	ロイヤルシャトーS-1105
設立時社員	森 康
北海道帯広市白樺十六条西十八丁目9番地	
設立時社員	丸谷 聖一
札幌市厚別区厚別東五条八丁目1番63号	
設立時社員	三代 隆博

(法令の準拠)

第41条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、

理事会の決議により、会長が規約等に別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人北海道大学山とスキーの会を設立するため、設立時社員 森康、設立時社員 丸谷聖一、設立時社員 三代隆博の定款作成代理人である司法書士清野紀和は、電磁的記録をもって本定款を作成し、電子署名する。

令和5年11月28日

設立時社員 森 康

設立時社員 丸谷 聖一

設立時社員 三代 隆博

上記設立時社員の定款作成代理人

札幌市北区北二十三条西五丁目2番33号フラワービル4階

司法書士 清野 紀和